

モーダルシフト推進事業 補助金交付要綱

令和6年3月21日 港湾局長決定

最終改正 令和7年3月27日

この要綱は、モーダルシフト推進事業の補助金の交付等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この補助金は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者に対して、神戸港を活用し、自動車又は航空機から船舶へモーダルシフトを行うものに市が補助することにより、低炭素型の物流体系の構築を図るとともに、物流分野の労働力及び輸送力不足の改善を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 荷主企業とは、自らの事業に関して貨物を継続して貨物運送事業者に輸送させる者をいう。
- (2) 貨物運送事業者とは、貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者又は倉庫業者をいう。

（補助事業の対象者）

第3条 補助事業の対象となる者は、荷主企業又は貨物運送事業者とする。ただし、貨物運送事業者が本補助事業に申請する場合は、荷主企業との連名による者に限る。また、令和6年度に本補助金の交付を受けた者は、補助事業の対象者から除くものとする。

- 2 前項の規定により連名で申請する場合、申請者は、いずれかを代表事業者として選定しなければならない。

（交付の対象等）

第4条 市長は、予算の範囲内において補助事業の対象者に対して補助金を交付する。

- 2 補助金の交付対象や補助金の額等については、別表によるものとする。

（交付申請）

第5条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助事業を実施する前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。なお、書類の最終提出期限は、当該補助事業を実施する市の会計年度の12月28日（当該日が、土曜日に当たるときはその前日の27日、日曜日に当たるときはその前々日の26日）までとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）

- (2) 会社概要・役員名簿（様式第 2 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 6 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）をもって申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第 7 条 交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定額からの増減を問わず、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 5 号）を、補助事業を中止し、又は廃止するときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更がない又は減額となる場合で、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 7 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 8 号）により、補助事業者には通知するものとする。

- 3 第 1 項の変更により交付決定額が増額となる場合、当該増額の上限は当初の交付決定額の 2 割とする。また、変更後の交付決定額は別表の補助上限額以内とする。

（実績報告書の提出）

第 8 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該補助事業を実施する市の会計年度の 2 月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、第 5 条の交付申請において、既に同様のものを提出している場合、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 9 号）
- (2) 転換後の輸送経路および輸送回数の実績が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 9 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により、速やかに補助事業者には通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 10 条 市長は、前条の規定により交付額を確定した場合は、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(状況報告・広報への協力)

第 12 条 補助事業者は、当該補助事業を実施した後の状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

2 補助事業者は、ホームページへの掲載等、市の広報において、当該補助事業の概要などを事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。

(関係書類・帳簿等の保存)

第 13 条 補助事業者は、本市に提出した書類及び当該補助事業にかかる関係書類・帳簿等を、当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(細目委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は港湾局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

交付の対象となる補助事業	自動車又は航空機から船舶へ輸送の転換を図り、神戸港を利用するもの※ ※当該補助事業を実施する市の会計年度内に行うものであって、1月末日までに輸送が完了していること。
申請期間	令和7年4月1日から令和7年12月26日まで
補助金の額	転換後1輸送あたりの海上輸送距離(km)に100を乗じた後、千未満を切り捨てた数を基礎単価(円/回)とする。 基礎単価に輸送回数(回)を乗じた額を補助金の額とする。 ただし、1申請あたり2経路までとし、補助金の額は経路ごとに算出したものを合算する。 なお、補助金の額は300万円を上限に、予算の範囲内で措置するものとする。 (注) 国内における輸送を対象とする。 (注) 転換後1輸送あたりの全体輸送距離に対する海上輸送の占める割合が50%未満のものは補助対象外とする。 (注) 申請経路において、貨物のバンニングやデバンニングのための経路以外は、原則、認めないものとする。 (注) 同一経路を往復する場合は、1経路とみなす。 (注) 2経路を申請する場合、それぞれの経路の輸送対象とする貨物を、結果的に1回で輸送したとき、補助金の額の算定においては、2経路のうち、基礎単価が高い経路のみで輸送があったものとする。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 実施後の実績により算定した補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、変更後の額）
備考	(1) 1事業者、連名での申請を問わず、1申請までとする。 (2) 国、県、市及びその他の団体等から補助金等の交付を受けて事業を実施する場合、本要綱の適用を受けることができないものとする。